

国土技術政策総合研究所横須賀庁舎実習生受入れ要領

国土技術政策総合研究所横須賀庁舎における、実習生受入れの基準及び事務取扱について下記のとおり定める。

(目的)

第1条 国土技術政策総合研究所横須賀庁舎（以下「当所」という。）において、実習生を受入れることにより、将来を担う国内外技術者を育成し、我が国の沿岸海洋、港湾及び空港の技術政策の推進に資することとし、さらには国際貢献を行うとともに、研究成果及び技術の普及に努めることを目的とする。

(実習生の定義)

第2条 実習生は、次に掲げる機関に学籍を有する者を対象者とする。

- 一 国内外の大学及び大学院
- 二 国内の高等専門学校
- 三 前一、二号に準じた教育を行うその他の教育機関等

(実習生の受入れ)

第3条 当所は、次に掲げる場合に、実習生を受入れることができる。

- 一 夏期の期間の実習について、前条に定める者が在籍する教育機関（以下「教育機関」という。）から申請があった場合
- 二 教育機関が定めるカリキュラムに基づいて、単位取得のために必要な訓練を行うための申請があった場合
- 三 前各号に規定するもののほか、教育機関から申請があった場合で、管理調整部長が承認した場合

(期間)

第4条 実習生の受入れ可能期間は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 前条第1項第一号に基づき受入れる場合 7月から9月までの期間
- 二 前条第1項第二号に基づき受入れる場合 教育機関のカリキュラムに基づく必要な期間。ただし、年度をまたいではない
- 三 前条第1項第三号に基づき受入れる場合 2ヶ月間（ただし、4月、12月21日から1月10日及び3月は除く。）。ただし、年度をまたいではない

(受入れの申請)

第5条 実習生の受入れを希望する教育機関は、次項に定める書類を、希望する実習期間の前までに十分な期間の余裕をもって当所に提出するものとする。

- 2 教育機関は次の各号の書類をもって申請するものとする。
 - 一 実習生所属学部主任教授等の推薦書（様式1）
 - 二 実習生調書（様式2）
 - 三 在学証明書
 - 四 履歴書
 - 五 第3条第1項第二号に基づく場合は、カリキュラムに関する資料
- 3 実習生の受入れに係る事務処理は、企画調整課で行うものとする。

(受入れの承認)

第6条 当所は教育機関より申請があった場合、当所の所掌する業務範囲においての指導、教育が申請に対し有効であるかを審査し、各研究室と協議の上、受入れの可否を決定する。

- 2 前項の規定に基づき研究室での受入れが可能な場合は、実習生を受け入れる研究室の部長合議のもと、副所長までの決裁をもって承認とする。

- 3 前項の規定に基づき受入れを承認したとき、教育機関に対し実習生の受入承認書（様式3）を交付する。

（実習の実施方法）

第7条 実習の実施方法は、次のとおりとする。

- 一 実習生毎に指導責任者を定め、実習生の指導及び助言に当たらせるものとする。
 - 二 実習生は、指導責任者のもとに、当所研究室における研究の補助業務に従事するものとする。
 - 三 実習生は、実習期間終了後速やかに、1,000字程度の実習内容に関する報告書を作成し、当所に提出するものとする。
- 2 実習生が実習終了後に作成する報告書の提出先は、企画調整課とする。
 - 3 企画調整課は、提出された報告書を副所長、管理調整部長並びに実習生を受け入れる研究室及び部長へ供覧するものとする。

（実習生の服务等）

第8条 実習生の服務は当所の職員に準ずるものとする。

- 1 実習期間中の欠務は、正当な事由がある場合を除きこれを認めないものとする。やむを得ず欠務する場合は事前に申し出るものとする。
- 2 実習生が被った実習中（通勤時を含む。）の事故及び災害による被害の補償については、本人もしくは教育機関に負担させるものとする。
- 3 実習生が故意又は過失により、当所又は第三者に与えた損害については、本人もしくは教育機関に賠償の責を負わせるものとする。
- 4 教育機関は、実習生に学生教育研究災害傷害保険及びインターンシップ等賠償責任保険等の保険に加入させるものとする。

（施設の利用）

第9条 実習生の住居が当所から遠距離にあり、通勤が不可能である場合であって、当該実習生が希望するときは、当所横須賀第二庁舎宿泊施設の利用を横須賀第二庁舎業務を妨げない期間において認めるものとする。なお、横須賀第二庁舎宿泊施設の利用にあたっては、当所が別に定める利用者心得「実習生のしおり」に従わなければならない。

- 2 前項の期間は別途定める。

（受入れの中止）

第10条 当所は、受入の期間中に指導を継続することにより研究活動、その他の業務に支障が生じ又は生じるおそれがある場合、もしくは天災その他やむを得ない理由により、指導、教育を継続することが困難となったときは、実習生の受入れを中止することができる。

- 2 当所は、実習生又は教育機関が当所の定める事項を遵守しないとき、実習生が実習期間中において不正な行為、又は研究所の信用を著しく傷つける行為を行ったときは、実習生の受入れを中止することができる。
- 3 第1項の規定により実習生の受入れを中止するときは、あらかじめ当該実習生が在籍する教育機関と協議する。
- 4 第2項の規定により実習生の受入れを中止するときは、当該実習生が在籍する教育機関に通知する。

（成果等の取扱い）

第11条 実習生が実習で得られた成果等の取扱いについては、当所と協議するものとする。

（その他）

第12条 この要領を施行するために必要な細則は、国際業務研究室長が定めることができる。

附則

- 1 この要領は、令和5年5月12日から施行する。